

議案第63号

財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市東町一丁目326番	72平方メートル

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

3 貸付期間

平成22年4月1日から平成32年3月31日まで

4 理 由

武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を無償で貸し付けてきたところであるが、

貸付契約期間が満了するため、貸付期間の更新を行おうとするものである。